

沿岸広域振興局長告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定に基づき、次のとおり指定障害児入所施設の指定の辞退があった。

令和4年1月11日

沿岸広域振興局長 森 達也

福祉型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	指定の辞退の効力の発生年月日
0350200010	はまゆり学園	宮古市崎山第5地割88番地	令和4年3月31日